

## 鳥取県起業チャレンジ応援補助金にかかるQ & A

※ 以下「補助金」は、特に断りのない限り、「鳥取県起業チャレンジ応援補助金」を指します。

### 1 補助対象となる者

(1) 既に県内で個人事業主として事業を行っている。アフターコロナを見据えて、別事業を計画しているが、本補助金の対象となるか？

⇒ 現在の個人事業主の形態で別事業を行う場合は、対象となりません。ただし、別の新たな事業を立ち上げ、個人事業開業届出も新たに提出し、新たな起業と認められる事業計画であれば、対象となり得ます。

(2) 現在、県外在住者であるが、鳥取県内での起業を計画している。補助金の対象となるか？

⇒ 対象となり得ます。

(3) グループで起業を目指しているが、対象となるか？

⇒ 対象となり得ます。代表者1名を申請者としてください。

(4) 現在、既存法人の代表であるが、県内で新法人を立ち上げて新規事業を行うことを計画している。本補助金の対象となるか？

⇒ 対象となり得ます。

(5) 法人設立による起業の場合、対象となる法人はどのようなものか？

⇒ 株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等です。

(6) 起業を行う時期と補助要件の関係は？

⇒ 令和2年度中（令和3年3月31日まで）に、個人事業開業届出又は法人登記の手続により起業する予定であることが補助金の交付要件です。

また、補助事業実施の結果、予定通りの起業とならなかった場合の取扱いについては1(7)を、実績報告時点で起業が未だの場合の取扱いについては3(11)をご参照ください。

(7) 補助事業実施後、申請時の予定どおり必ず起業しなければならないのか？

⇒ 本補助事業によりテストマーケティング等を実施した結果、起業時期の延期等が生じることはあり得ます。その場合、実績報告において、起業時期が予定どおりとならなかった理由（明らかになった課題等）や今後の計画を記載して提出してください。

(8) 他の補助金の交付（内示）を受けて、起業準備中である。対象となるか？

⇒ 補助金の種類や目的によっては、対象とならない場合がありますので、申請前に県にご相談ください。

## 2 対象となる取組み

(1) 「コロナ禍での社会変化に対応した新しいビジネス形態、サービス・商品」とはどんなものか？

⇒ ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたモデル的な事業であり、その際、非接触やリモートなどがキーワードとなると考えています。

具体的に例示すると以下のような事例が該当します。

- ・ ネット通販、Eコマース（電子商取引）等、オンラインをメインの販売チャンネルとする小売業等
- ・ 無人接客・販売・決済サービスシステムを導入する小売業等
- ・ オンラインコンサルタント、オンラインレッスン等、ICT技術（情報通信技術）等を活用した遠隔・非対面ビジネス
- ・ アプリ・ソフトウェア開発、動画、Web デザイン制作等、非対面で事業遂行が可能なICT・デジタルコンテンツ事業
- ・ リモートワークを主体にした各種事業

上記はあくまで例であり、コロナ禍をビジネスチャンスに変えようとする起業家予備軍の皆様の柔軟なアイデアを募集します。

(2) 感染症対策（仕切用アクリル板、手指消毒液の設置）を行った上で、飲食店をオープンすることを計画中である。対象となるか？

⇒ 単なる感染症対策を行うだけの事業は対象としません。

## 3 申請手続、補助金の受け取り

(1) 複数申請することは可能か？

⇒ できません。1者あたり1件のみ申請可能です。

(2) 補助金交付申請はいつまでできるか？

⇒ 申請期限は令和2年10月15日（木）午後5時必着です。

なお、予算の執行状況により、後日追加で募集する可能性もあります。

(3) 要件を満たして補助申請すれば必ず補助金が交付決定されるのか？

⇒ 限りある財源で実施しておりますので必ず補助金が決交付定（採択）される訳ではありません。申請のあった案件を審査し、評価の高いものから予算の範囲内で決定します。

(4) 補助採択にあたっての審査項目は？

⇒ 補助要件への適合性の他、

- ・ コロナ禍での社会変化への適応性（コロナ前の既存事業と比べた場合の新規性、ウィズコロナ、アフターコロナの社会での事業（ビジネスモデル）の必要性）
  - ・ 波及性（当該起業により見込まれる地域経済への影響）
  - ・ 継続性（補助事業完了後も事業として継続できるか）
- 等の観点で審査する予定です。

**(5) 補助金申請にあたり、何を提出すればよいか？**

⇒ 補助金交付申請書、補助事業実施計画書（様式第1号）、補助事業収支予算書（様式第2号）、反社会的勢力との関係がないこと等の誓約書が必須となります。

指定様式（提出書類様式第1号、第2号）は、1ページに収まらなくても構いませんし、必要に応じて、参考資料を添付していただいても構いません。

いずれも各1部提出してください。

**(6) 収支予算書の作成にあたっては、経費ごとに見積書を提出する必要があるか？**

⇒ 提出の必要はありませんが、適正な予算書作成のため、原則として見積書（相見積）を取るようになしてください。

**(7) 補助金交付申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か？**

⇒ あらかじめ県の承認が得られれば、変更可能です。まずは県へご相談ください。

（変更の内容によっては、変更承認申請書を作成・提出し、承認を得ることとなります。

事業内容に関する「重要な変更」を行おうとする場合は、必ず変更申請が必要です。「軽微な変更」の場合、変更申請は必要ありません。）

≪「重要な変更」とは≫

★補助金額の増額を伴う変更の場合

★交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

※上記以外にも、変更手続きが必要な場合があるため、必ず事前に相談してください。

（例：事業の「終了予定日」を延長する場合・・「重要な変更」）

（事業期間として延長可能な限度は、最長令和3年3月7日までです。）

**(8) 起業に向けて早く発注したい。いつから発注できるか？**

⇒ 補助対象経費とする場合は、必ず交付決定を受けた後に着手してください。なお、事前に見積もりを取ることは可能です。

**(9) いつまでに、どこまでを完了しないといけないのか？**

⇒ 補助対象期間は、最長で、令和3年3月7日（日）までです。

交付申請時に補助対象経費として計上されていた経費のうち、この日までに補助対象事業者が支払いを完了したものが、最終的な補助対象経費として実績報告することができます。

**(10) 実績報告の提出期限は伸ばせないのか？補助対象期間満了の翌日に、実績報告書を提出するのは難しいのではないのか？**

⇒ 実績報告書の提出期限は、令和3年3月8日（月）厳守とさせていただきます。

実績報告が提出期限に間に合う場合に限り、補助対象期間を最長で取ることが可能となります。

**(11) 実績報告書に起業したことを証する書類を添付するようになっているが、実績報告書提出時点で起業が未だである場合の取扱いは？**

⇒ 補助事業実施報告書（様式第4号（第7条関係））の「2 事業の概要」欄に今後の起業予定を記入の上、実績報告書に添付し提出して頂くとともに、起業後、速やかに証拠書類（個人事業の開業届出書、法人設立登記の写し等）を産業振興課産業支援担当へ提出してください。

**(12) 補助事業を中止する場合は、何か手続きが必要か？**

⇒ 補助事業を中止・廃止する場合は、事前に中止・廃止の承認申請書を提出し、県の承認を得ることが必要です。

**(13) 補助金はいつ受け取れるか？**

⇒ 補助事業完了後です。実績報告書の提出後、書面検査を行い補助金額の確定の後、令和3年3月31日までに、実績払いすることとなります。

#### **4 補助対象経費**

**(1) 消費税は補助対象となるか？**

⇒ 対象となりません。補助対象経費に計上しないでください。

**(2) 振込手数料は対象となるか？**

⇒ 対象となりません。補助対象経費に計上しないでください。

**(3) 補助金交付申請前に支払った経費は対象となるか？**

⇒ 対象となりません。

**(4) 補助金交付申請後、交付決定前に支払った経費は対象となるか？**

⇒ 交付決定前に発注（申込み）した経費は補助対象となりません。

**(5) 補助事業実施計画の期間終了後に参加する販路拡大のための展示会等の出展経費を、補助事業実施計画期間中に前払いする場合、補助対象経費となるか？**

⇒ 対象となりません。補助事業実施期間中に支払いが終わっていても、実績報告時に未実施の取組は対象となりません。逆に、補助事業実施計画の期間中に実施した取組でも、実績報告時に支払いが終わっていない取組は対象となりません。

**(6) 補助金の交付を受けた後、返還等はないか？**

⇒ 以下に該当する場合等は、返還等をしていただく場合があります。

○補助事業者が「鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合。

○補助対象物件を売却した場合。 等

また、本事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることや、本事業終了後、監査人等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

詳しくは県へご相談ください。

## (7) 個別の補助対象経費区分について

### ① 新商品（役務）開発費

(i) 補助金（「原材料費」等）を利用して開発した新商品は売ってもよいか？

⇒ 補助金を活用して開発できるものは試作品のみであり、開発した試作品の販売はできません。また、補助対象となる原材料費は試作品の開発に要するもののみです。

(ii) 新商品（役務）を開発する場合は、どんな機械器具でも補助対象となるか？

⇒ 開発を伴う経費を補助するものであり、単にその機器を導入すれば新商品（役務）の提供ができる場合は、対象となりません。記載の例の場合は、「設備導入費」に計上することが考えられます。

(iii) 外部専門家の派遣によりアドバイスをもらいたいが、補助対象となるか？

⇒ 外部専門家の技術指導経費（謝金、委託料）は対象となります。

### ② テストマーケティング経費

(i) テストマーケティングを外注して実施する場合、対象となるか？

⇒ 補助対象となります。

### ③ 販路開拓費

(i) 販路開拓を外部に委託する場合、対象となるか。

⇒ 補助対象となります。

(ii) 海外への販路開拓は補助対象となるか？

⇒ 補助対象となります。

### ④ 旅費

(i) 「旅費交通費」で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか？

⇒ グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、補助対象外です。

(ii) 飲食の経費を補助対象とすることができるか？

⇒ 飲食に関する経費は原則として補助対象外です。ただし、他の目的に従属的に付属しており明確に切り分けることが困難な場合は補助対象となる場合もあります。

(ホテルの朝食付きプランで、宿泊代と朝食代が分かれていない場合等)

**(iii) 外部専門家を招聘する場合の旅費を本区分で計上してよいか？**

⇒ 本区分は、補助対象者が起業準備等に活動するための旅費を指しています。

外部専門家を招聘にかかる経費は、委託費としてF S調査費、新商品・サービス開発経費に該当する場合に計上することができます。

**⑤事務所等賃借料**

**(i) 起業にあたりコワーキングスペースをフリーアドレスで利用したいが、対象となるか？**

⇒ 対象となります。また同施設内に付属する会議スペース等利用料も対象となります。

**(ii) パソコン、電話、ファクシミリ等事務機器をリースしたいが、対象となるか？**

⇒ 補助対象期間内（最長令和3年3月7日まで）に支払いが完了する場合のリース料は対象となります。ただし、通信回線料は対象外となります。

**⑥ 「産業財産権導入費」**

**(i) 「産業財産権」とは何を指すか。対象経費は何か？**

⇒ 事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を指します。出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。ただし、補助事業期間中に要した（申込・契約、支払）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

**⑦設備導入費**

**(i) 補助対象となる設備とはなにか？**

⇒ 事業の実施に真に必要な減価償却資産（取得価格が10万円以上のもの）であり、建物、機械装置、工具器具、システム等幅広く補助対象としています。ただし、補助対象経費の2分の1を限度とします。

**(ii) 中古品の購入は補助対象となるか。**

⇒ 対象です。

**(iii) 機械等のリースの場合は、補助事業期間のみが対象か。**

⇒ そのとおりです。

**(iv) 本事業で購入した設備等を売却しても問題ないか。**

⇒ 購入した設備を売却する場合は、予め県の承認を得る必要があります。

また、売却により利益が生じると、県へ補助金返還する必要がある場合がありますので、売却の可能性がある場合は、早めに県へ相談するようにしてください。

## 5 県外発注について

### (1) なぜ県内業者への発注が求められるのか？

⇒ 鳥取県では、県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、鳥取県産業振興条例を制定しています。本条例によると、県の事業においては県内の人材や物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要となっています。

なお、補助事業の内容によっては県内事業者への発注が困難なものも想定されるため、その場合は、県外発注理由書（様式第2号別紙）を提出、協議することで、県外業者への発注が認められる場合があります。

### (2) 県内事業者とは？

⇒ 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者をいいます。